

あんしん見守りシールを作成しました

行方不明者の早期発見に

認知症などが原因で行方不明になったとき、早期発見・早期対応ができるよう「匠瑛市認知症高齢者あんしん見守りシール」を配布します。あんしん見守りシールを身に付けて困っている人を見掛けたら、声掛けをお願いします。

市では、QRコードの付いた「匠瑛市認知症高齢者あんしん見守りシール」を配布し、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指しています。あんしん見守りシールは衣服や持ち物など、目に付く所に貼って使用してください。

せくください。

◆あんしん見守りシールとは

QRコードを読み取ることで登録された本人の情報を確認することができるシールです。スマートフォンなどからアクセスすることで瞬時に行方不明者の家族へメールが送信されます。またインターネット上の伝言板は、24時間365日、発見

配布希望者は、高齢者支援課（市役所1階）までお問い合わせ

した人と家族をつなぐ連絡手段となります。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

申問 高齢者支援課地域包括支援センター ☎73・0033

あんしん見守りシール



衣服などにアイロンで貼り付けて使用してください(写真は見本。原寸大)。

各種申請・届出書の押印

見直しを進めています

市では、市民負担の軽減や行政手続きの簡略化のため、今年7月(一部の書類は4月)から、各種申請書や届出書などの認め印の押印が、原則として不要となります。

知などにより押印が義務付けられているもの
② 権利義務の発生や消滅、変更に関する契約書など
③ 契約書などに基づく委任状、請求書、領収書など
④ 印鑑登録証明書と照合するもの

◆感染防止への対応

新型コロナウイルスへの感染防止および市民の利便性を図るため、主に認め印の押印を必要とする書類は、見直し前であっても、可能な限り押印が無い状態で受け付けます。

申問 総務課庶務班 ☎73・0084

行方不明から発見までの流れ



お気軽にご相談を

高齢者福祉サービスを紹介

市では、高齢者向けに各種サービスを行っています。日常でお困りのことがありましたら、お気軽に下記までご相談してください。

◆はり・きゅう・マッサージなどの利用助成

70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージなどの施術費を一部助成する利用券を交付します。

◆生活管理指導短期宿泊

65歳以上で一時的に在宅生活が困難となった一人暮らしの人や要支援の人を対象に、養護老人ホームへ短期入所を行います。

◆紙おむつの給付

65歳以上の在宅要介護認定者(市民税非課税者に限る)に紙おむつを給付します。
※令和3年度から給付要件が変更。

◆訪問理容サービス

自ら理髪店に外出することが困難な65歳以上の人に、理容師が出張して理容サービスを行います。

◆外出支援サービス

65歳以上の歩行困難な人で、車椅子などを使用しなければ医療機関への通院が難しい人に介護タクシーでの送迎を行います。
※ふれあいデイサービス事業、生活管理指導員派遣事業は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため令和3年度から廃止。

申問 高齢者支援課支援班 ☎73-0033

受給には申請が必要です

児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給

ひとり親家庭などで子どもを育てる人や、一定の障がいのある子どもを育てる人に手当を支給しています。受給には申請が必要です。

児童扶養手当

次の①～⑧のいずれかに該当する児童の父または母、もしくは両親に代わってその児童を養育する人に支給する手当です。児童が18歳になった年度末まで支給されます(心身に一定の障がいがある場合は20歳になるまで)。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童

③ 父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥ 父または母が裁判所からDV(ドメスティックバイオレンス)による保護命令を受けた児童

⑦ 父または母が法令に基づき1年以上拘禁されている児童

⑧ 未婚の母の児童

特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がいのある児童の父または母、もしくは養育する人に支給する手当です。児童が20歳になるまで支給されます。

※両手当てとも、すでに申請済みの人は新たに申請する必要はありません。また国内に住所がない人、児童が福祉施設に入所している人など、一定の事由に該当する場合は支給されません。なお、手当は所得により支給が制限または停止されることがあります。

申請 福祉課 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111

高齢者の移動支援に

タクシー利用券を交付

市では、運転免許証を持たない75歳以上の高齢者に対して、タクシー利用料金の一部を助成する「タクシー利用券(地域交通利用券)」を交付しています。タクシー利用券は、1枚500円分、1カ月に付き3枚を交付します(令和4年3月末まで使用可。最大36枚)。なお、タクシー料金を超過しての使用はできません。

申請方法

環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所に、後期高齢者医療被保険者証など、対象者の氏名、住所、生年月日を確認できるものと印鑑をお持ちになり手続きしてください。

対象者

申請時に次の①～⑤のすべての条件を満たす人が対象です。
① 市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録がある75歳以上の人
② 自動車やバイクなど運転免許証の交付を受けていないこと
③ 市の福祉タクシー利用券や外出支援サービス利用券の交付を受けていないこと

利用可能なタクシー会社

八日市場タクシー、ササモト、千潟タクシー

申請 環境生活課 市民協働班 ☎73・0088

タクシー利用券の使用方法



1 タクシー利用券に住所・氏名を記入し、タクシー料金を支払う際に運転手に渡します。

2 タクシー料金は利用券1枚につき、500円が差し引かれます。

3 タクシー料金と利用券との差額を運転手にお支払いください。

※利用券は、タクシー料金を超えない範囲で何枚でも使用できます。

国民年金 Q&A

Q 社会人になり厚生年金に加入しましたが、国民年金の納付書が届きました。納付する必要はありますか？



A 納付する必要はありません。就職すると、会社(事業所)から年金事務所へ厚生年金の被保険者資格取得届を提出することになっていますが、国民年金保険料の納付書発送と行き違いになったものだと思います。

就職前に免除や猶予期間がある場合は受け取る老齢基礎年金を増やすため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付することができます(追納)。追納には申し込みが必要ですので、下記までお問い合わせください。

問 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442
市民課 国保年金班 ☎73-0086